

継 続 令和6年度 笠岡市競争入札参加資格審査申請書受付要項 【建設工事】【測量・建設コンサルタント等】

対象事業者

令和5年度の入札参加資格がある方で、令和6年度において、笠岡市が発注する建設工事、測量・建設コンサル等の入札に参加を継続して希望する方は、下記の事項をよくお読みの上、書類を提出してください。

1 受付期間

令和6年3月1日（金曜）から令和6年3月29日（金曜）まで

- ・申請書持参する場合…午前9時～午後3時（正午～午後1時を除く。）
※土曜・日曜及び祝日は除く。
- ・郵送の場合…3月29日必着

2 受付場所・申請書の提出先

笠岡市役所総務部財政課（本庁3階）
〒714-8601
岡山県笠岡市中央町1番地の1
電話 0865-69-2125 FAX 0865-69-2190

3 申請方法

- ・市内業者は混雑を避けるため郵送での申請にご協力ください。
- ・市外業者は原則郵送のみの受付

郵送の場合の注意点

- ① 受付票(申請者控)を返送するため、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
 - ② 封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。
 - ③ **3月29日必着**とします。
 - ④ 審査後、受付票を返信して業者登録となります。
- ※大変込み合いますので、受付票の返信まで15日程要します。

4 有効期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

令和7年3月に、新規の申請が必要です。

※別途 各社へ通知はしておりませんのでご了承ください。

（申請のご案内は令和7年1月～2月に笠岡市HPに掲載予定です。）

※申請がない場合、入札参加資格が失効しますので、ご注意ください。

岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合，岡山県西部衛生施設組合，岡山県西部環境整備施設組合，岡山県西南水道企業団，笠岡地区消防組合，笠岡市立市民病院，笠岡市水道事業，笠岡市下水道事業への指名願は，笠岡市財政課へ提出されたもので兼用します。

5 その他注意事項

- (1) 申請書は，順番にクリップで綴じて提出してください。
- (2) 「建設工事」「測量，建設コンサルタント等」ごとに申請をしてください。
 - ※登録業種の追加は年度途中での受付はしておりません。削除は受付可
 - ※申請書類の提出後，申請内容に変更が生じたときは，速やかに入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。変更届の提出要領及び様式は，財政課ホームページをご覧ください。
 - ※専任技術者報告書，舗装業者表，配水管技能者等（日本水道協会）名簿は前回の申請時から変更があった場合に提出が必要になります。
 - ※申請書類の提出後に，経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書を更新しても届出は不要です。
- (3) 官公庁発行の証明書類は，写し可（申請日から3か月以内のものであること。）
- (4) 提出書類が不備な場合，受付できません。添付書類・記載内容等十分ご確認ください。
- (5) 審査後，指定業者登録となった場合は登録業者名簿（笠岡市HPに公開）に掲載します。
 - ※登録された方の社名・商号，所在地・住所及び希望登録分類は一般公開対象となります。
- (6) 登録をされたとしても，必ずしも指名を受けるとは限りません。
- (7) 申請書等に虚偽が判明した場合は，登録を取り消すことがあります。
- (8) 次の各号に該当する方は申請書を受理できません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合
 - ② 申請書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合
 - ③ 賦課されている全ての税（国税，岡山県税及び笠岡市税）を完納していない場合（分割納付等納税の猶予を受け手形等による納付をしている場合を含む。）
 - ④ 代表者又は役員等が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
 - ⑤ 社会保険等（雇用保険，健康保険及び厚生年金保険）未加入業者である場合（建設工事のみ。加入義務がない業者を除く。）
 - ⑥ 退職金共済制度（建退共等）に未加入である等，退職金制度を完備していない場合

6 提出書類 【笠岡市指定様式】は笠岡市のHPからダウンロードしてください。

(凡例：○必要，×不要，△該当する場合に必要)

番号	提出書類	工事	コンサル	備考
1	受付票	○	○	【笠岡市指定様式】 ※受付票（申請者控）を返送するため、 <u>切手を貼った返信用封筒</u> を同封してください。
2	業者登録カード	○	○	【笠岡市指定様式】
3	笠岡市競争入札参加資格審査申請書	○	○	【笠岡市指定様式】
4	経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書（写）	○	×	審査基準日が令和4年7月1日以降のもの。 ・左記の書類の「その他の審査項目（社会性等）」欄において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無が、「有」又は「除外」となっていることが条件です。いずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。
5	納税証明書 （完納証明書）			未納又は滞納がないことの証明 申請日から3か月以内のもの。
	1) 国 税 ・所轄の税務署で発行	○	○	本社・本店分 法人の場合：「様式その3の3」 個人事業主の場合：「様式その3の2」 ※国税の納税証明書につきましてはオンライン請求が可能です。 詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp （イータックス） https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm (国税庁)

<p>2) 岡山県税</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県（県民局・地域事務所）で発行 岡山県税が賦課されていない場合は不要 <u>他県のものは不要</u> 	△	△	<p>※岡山県内に本社又は委任先の支店等を有するなど、岡山県税を賦課されている場合に必要</p> <p>法人の場合：「県徴収金の滞納がない証明」</p> <p>個人事業主の場合：「県徴収金の滞納がない証明」</p>
<p>3) 笠岡市税</p> <ul style="list-style-type: none"> 笠岡市役所 税務課で発行 <p>※【証明交付申請書】を添付していますので、ご利用ください。</p>	△	△	<p>※笠岡市内に本社又は委任先の支店等を有するなど、笠岡市税を賦課されている場合に必要</p> <p>法人の場合：法人名義の「市税完納証明書」</p> <p>個人事業主の場合：個人の「市税完納証明書」</p> <p>※笠岡市税が賦課されていない場合は、<u>住所地</u>の市町村税の完納証明書</p> <p>注) 証明書交付申請前に、貴社の経理部門に笠岡市税の納税義務者名の確認をしてください。市税完納証明書の交付申請は納税義務者名での申請になります。</p> <p>納付通知書が契約委任先に送達されている場合でも、市税の納税義務者が本社の場合は、本社名義の「市税完納証明書」を申請していただく必要があります。</p> <p>例) 市税完納証明が必要となる場合の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人名義の笠岡市固定資産税を納付している場合 従業員の市民税を特別徴収している場合

※ 以下の書類は、前回の申請時から申請内容に変更がある場合のみ提出が必要です。

専任技術者報告書，舗装業者表，配水管技能者等（日本水道協会）名簿

（いずれも【笠岡市指定様式】）